

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づきXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業を特定事業として選定するに当たって、同法第8条第1項の規定に基づき客観的な評価を行ったので、同規定に基づき別冊のとおりその結果を公表します。

平成24年3月30日

防衛大臣 田中 直紀

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業 特定事業の選定について

1. 事業の名称

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

Xバンド衛星通信中継器等を搭載した衛星（以下「本事業衛星」という。）及びその管制を行うために必要な施設（以下「地上施設」という。）

なお、本事業衛星は、民間所有のスーパーバードB2号機及びD号機に搭載されているXバンド衛星通信中継機能等を後継する機（以下、B2号機の機能を後継する機を「1号機」、D号機の機能を後継する機を「2号機」という。）となる予定である。

また、地上施設は、本事業衛星のバス管制を行う施設及びその関連設備（以下「バス管制局」という。）並びに中継器等の管制を行う施設及びその関連設備から構成される。

3. 公共施設等の管理者等

防衛大臣 田中 直紀

4. 事業の内容

入札公告等に定める手続きによって選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とした、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、本事業に係る次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 本事業衛星の調達に関する業務
- (2) 地上施設の整備に関する業務
- (3) 本事業衛星の運用に関する業務
- (4) 地上施設の維持管理に関する業務
- (5) その他の業務

なお、事業者は、民間収益事業として、本事業衛星の余剰スペース等を活用し、民間の商用通信機器等を本事業衛星に搭載・運用すること（以下「相乗り事業」という。）を事業者自らの提案により実施することができる。

5. 事業方式

事業者は、自らの資金で本事業衛星を調達した後、所定の軌道上にて国に引き渡し、運用を行う。同様に、事業者は所定の国有地に地上施設を自らの資金で整備した後、国に引き渡した上で維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

ただし、防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合は、事業期間中及び事業終了以降も当該施設は国に譲渡しない、いわゆるBOO（Build-Own-Operate）方式により実施する。

6. 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から平成42年度末までの約19年間で予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

平成24年11月	事業契約の締結
平成27年度当初	1号機に係る地上施設の引渡し及び維持管理業務の開始 1号機の軌道上引渡し及び運用開始
平成28年度当初	2号機に係る地上施設の引渡し及び維持管理業務の開始 2号機の軌道上引渡し及び運用開始
平成42年度当初	1号機の軌道外投棄及び運用終了
平成42年度末	2号機の軌道外投棄及び運用終了並びに事業契約の終了

なお、本事業衛星の運用終了を予定する時点において、その運用期間を延長し、軌道外投棄の時期を延期することが可能と見込まれる場合、国は事業者に事前に通告することにより、当該延期可能と見込まれる時点までの範囲で本事業の事業期間を延長することができる。

7. 本事業の実施に要する費用

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、国は、事業者が本事業を実施するに当たり要する以下の費用を、本事業衛星の運用を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

- (1) 本事業衛星等整備費
- (2) 本事業衛星等運用・維持管理費
- (3) その他の費用

8. 公共施設等の立地並びに規模及び配置

(1) 本事業衛星の設計寿命及び静止軌道位置に関する事項

本事業衛星の設計寿命は15年以上とし、それに必要な推進燃料等を搭載すること。また、各衛星は2つの異なる静止軌道位置で運用することを予定している。

(2) 地上施設の規模及び立地に関する事項

事業者は、本事業衛星の機能及び運用業務の要件に留意した上で、必要な規模を有する地上施設を、防衛省敷地内に新築又は既存施設を増改築することにより整備する。本事業に関連する地上施設は各機能に応じた主局及び副局で構成し、それぞれ別の敷地に整備する予定である。

なお、事業者の自主的な提案により国が確保する防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合は、原則として、本事業の予定された事業期間が終了するまで又は本事業衛星全ての軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点まで、事業者又は事業者からバス管制業務を直接受託する者（本項において「事業者等」という。）が、業務要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら所有するものとする。ただし、本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することもできる。

9. 本事業をPFI方式で実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合とPFI方式で実施する場合を比較するにあたって、その前提条件を別紙のとおり設定した。当該前提条件のもとで、PFI方式の実施により得られる定量的効果について分析を行ったところ、本事業をPFI事業として実施する場合には、国が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な国の負担額は、現在価値ベースで約5.32%程度軽減されることが見込まれる結果となった。

10. 本事業をPFI方式で実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- 宇宙分野、衛星分野等における民間の技術的知見やリスク管理能力を活用することによる、確実かつ効率的な本事業衛星の調達及び安定的な運用
- 本事業衛星の調達及び運用並びに地上施設の整備及び維持管理が一括発注されることによる、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化
- 長期契約による業務遂行・業務管理の習熟、最適化等、効率的かつ計画的な事業実施
- 民間資金を活用し、サービス対価として毎年均等額を支払うことによる財政支

出の平準化

- 相乗り事業が実現した場合における、本事業に係る各種費用の低減
- 本事業に係る業務を事業者に一括発注し、国は業績監視（モニタリング）に注力することによる、国による調達業務及び衛星通信運用業務の効率化・省力化
- 宇宙基本計画（平成 21 年 6 月 2 日宇宙開発戦略本部決定）にうたわれる宇宙産業の育成・強化

11. 本事業をPFI方式で実施することの総合的評価

本事業をPFI方式で実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、本事業をPFI方式で実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に基づき、特定事業として選定する。

別紙 定量的評価の前提条件

1. PSC とPFI-LCC とVFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC(現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
②PFI-LCC(現在価値ベース)	(非公表)	
③VFM(金額)	(非公表)	
④VFM(割合)	約 5.32%	

2. VFM 検討の前提条件(※)		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	4.0%	・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」を踏まえ、4.0%に設定した。(実質値ベースの割引率)
②物価上昇率	—	・各業務の費用は実質値によるため、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③リスク調整値	—	・調整する事項はない。

※1 事業者自らの提案により実施されるため、相乗り事業の効果は考慮していない。

※2 上記に加えて、税の還元等の調整として、国が支払う消費税（5%）のうち国税相当分（4%）及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

3. 事業費などの算出方法				
項目	PSCの 費用の項目	PFI-LCCの 費用の項目	算出根拠	
①本事業 衛星等整備 費の算 出方法	1号機整備 費 (このうち 資金調達に 係る費用は ③を参照の こと。)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星バス調達費用 中継器等とのインテグレーション費用 打上費用 バス管制局の整備費用 中継器等管制局の整備費用 統合衛星 NMS 及び統合通信インターフェース装置の整備費用 等 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星バス調達費用 中継器等とのインテグレーション費用 打上費用 バス管制局の整備費用 中継器等管制局の整備費用 統合衛星 NMS 及び統合通信インターフェース装置の整備費用 事業者の開業費用 融資組成手数料 建中金利 等 	<ul style="list-style-type: none"> PSC の各経費については、本事業の実施に必要な各業務を個別に発注したと仮定し、これまでの事業実績及び市場調査等をもとに算出した。 PFI-LCC の各経費については、民間事業者の事業管理能力や技術的知見等のノウハウや創意工夫により実現できると想定される費用を見込んで算出した。

	2号機整備費 (このうち資金調達に係る費用は③を参照のこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星バス調達費用 ・中継器等調達費用 ・インテグレーション費用 ・打上費用 ・バス管制局の整備費用 ・中継器等管制局の整備費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星バス調達費用 ・中継器等調達費用 ・インテグレーション費用 ・打上費用 ・バス管制局の整備費用 ・中継器等管制局の整備費用 ・融資組成手数料 ・建中金利等 	
②本事業衛星等運用維持管理費の算出方法	1号機運用・維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・バス管制費用 ・中継器等管制費用 ・地上施設の維持管理費用 ・地上施設の保守更新費用 ・周波数の確保・維持、無線局申請・検査に係る費用 ・Xバンド衛星通信システムに係る技術支援費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス管制費用 ・中継器等管制費用 ・地上施設の維持管理費用 ・地上施設の保守更新費用 ・周波数の確保・維持、無線局申請・検査に係る費用 ・Xバンド衛星通信システムに係る技術支援費用等 	
	2号機運用・維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・バス管制費用 ・中継器等管制費用 ・地上施設の維持管理費用 ・地上施設の保守更新費用 ・周波数の確保・維持、無線局申請・検査に係る費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス管制費用 ・中継器等管制費用 ・地上施設の維持管理費用 ・地上施設の保守更新費用 ・周波数の確保・維持、無線局申請・検査に係る費用等 	
③資金調達にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業衛星等整備費は、出来高に応じ支払 ・本事業衛星等運用維持管理費は発生年度に支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業衛星等整備費に必要な資金のうち一部を借入金で資金調達し、これに伴って事業期間に支払う借入利息及び事業者の税引前利益の一部を割賦手数料として計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・E-IRRを一定水準確保。 ・資金調達条件については、過去のPFI事業の実績等を参考としたほか、近時の類似PFI事例を元に設定。 	
④その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・国が直接実施する場合に係る公共側の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・統括マネジメント業務費用 ・運用・維持管理期間中の事業者の管理費、利益 ・PFI事業実施に係る公共側の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・PSCには、設計審査等の費用を計上 ・PFI-LCCには、PFI事業実施に係るアドバイザー費用を計上 	